

## 団体加入の申込み手続きの流れ

団体加入とは、「少量排出事業者団体料金」を利用する排出事業者が 30 以上集まって加入する場合のことで、通常の加入とは異なり利用代表者の登録が必要となります。以下の手続きの流れにて加入申込みを行なってください。

### ・少量排出事業者団体料金について

料金区分	少量排出事業者 団体料金	参考（現行の排出事業者利用料金）	
		B 料金	A 料金
加入料（加入時のみ）	3,150 円	3,150 円	5,250 円
基本料（年額）	不要	40 件まで 2,100 円	26,250 円
使用料 （登録情報 1 件につき）	63 円	41 件から 63 円	10.5 円
年間登録件数により メリットがある料金区分	33 件以下	34 ~ 508 件	509 件以上

### ・団体加入について

少量排出事業者がまとまって加入する場合で、次の要件を全て満たしてセンターが定める所定の手続きを行った場合に団体加入が適用されます。

排出事業者の加入者数が 30 加入以上であること。

利用代表者を指定すること。

利用代表者は、支払代行者（JWNET 加入者の利用料金を代行して支払う者）として必要な手続きを取り、団体加入をした個々の加入者の利用料金を支払うこと。

情報処理センターからの運営上のお知らせ等は、原則として、利用代表者に連絡するものとし、利用代表者が団体加入をした個々の加入者に伝達すること。

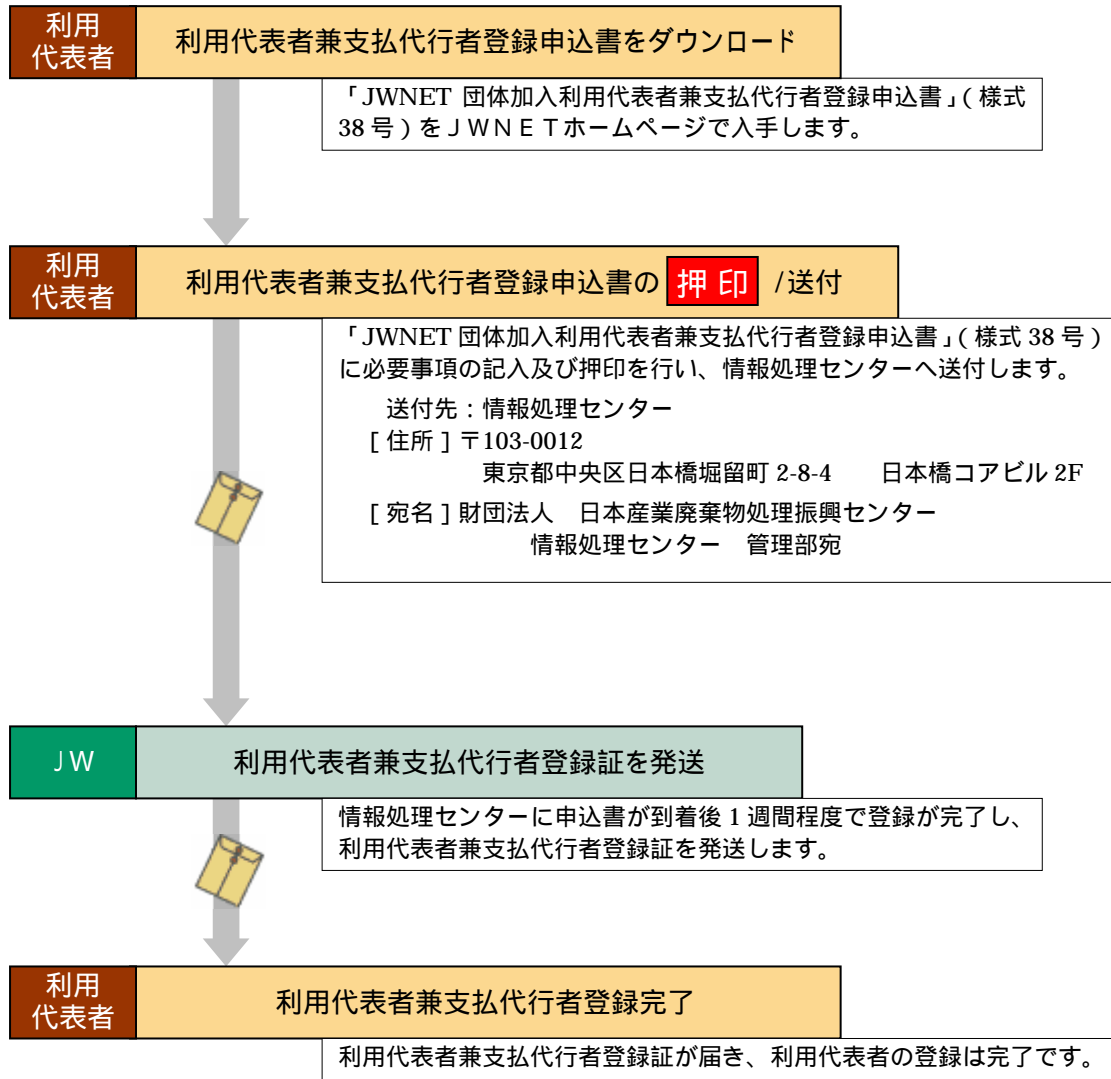
#### 団体加入における留意点

- 団体加入は団体で 1 加入ではなく、排出事業者個々が JWNET に加入します。
- 団体加入での利用料金は少量排出事業者団体料金のみです。A 料金、B 料金を利用する場合は、通常の加入となります。
- 団体加入の 30 加入以上とは、「新規加入者」と「既加入者で B 料金から団体料金に変更する加入者」を合わせた数です。
- 利用代表者への登録には指定条件はありません。
- 使用料は、前年分を次の加入契約更新時（加入時における利用開始日を起点として 1 年後）に利用代表者へ請求します。
- 「A 料金」、「B 料金」、「少量排出事業者団体料金」の料金区分の変更は、加入契約更新時においてのみ可能です。

## ・ 団体加入の手続きの流れについて

団体加入をするためには利用代表者を指定しなければなりません。そのためには、まず利用代表者の登録が必要です。その後に、利用代表者が、団体加入を希望する各業者の加入申込書を取りまとめ、加入の手続きを行ないます。

### ( 1 ) 利用代表者の申込みの流れ



## (2) 新規加入申込み(団体)の流れ

